

( 公 印 省 略 )  
介高第924-113号  
令和2年11月27日

各養護老人ホーム施設長  
各特別養護老人ホーム施設長  
各軽費老人ホーム施設長  
各介護老人保健施設管理者  
各介護療養型医療施設管理者  
各介護医療院管理者  
各有料老人ホーム設置者  
各サービス付き高齢者向け住宅登録事業者  
各居宅サービス事業所管理者

様

群馬県健康福祉部  
介護高齢課長 島田 和之

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン」  
警戒度2から警戒度3への移行について（通知）

新型コロナウイルス感染症対策への取組に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

標記「社会経済活動再開に向けたガイドライン」における警戒度については、令和2年8月15日から警戒度2が継続されていましたが、県内における新規陽性者数が増加していることや、医療提供体制の病床稼働率が上昇傾向にあること等により、11月28日から警戒度3に引き上げられます。

警戒度3における行動基準については、別添「群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン」に基づく要請について（11月28日以降）」をご確認ください。

なお、警戒度3における高齢者施設での面会については、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン」の趣旨を踏まえ、直接面会については禁止となります。

各施設におかれましては、オンラインによる面会を実施してください。

事務担当

福祉施設係（電話：027-226-2569）

保健・居住施設係（電話：027-226-2566）

居宅サービス係（電話：027-226-2575）